

## 議案第45号

三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による急性期医療の確保  
に関する神戸市との連携協約の締結に係る協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、  
次のとおり神戸市と締結する三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による急性期医療の確保に関する連携協約に係る協議について、同条第3項の規定により、  
議会の議決を求める。

令和6年2月19日提出

三田市長 田村 克也

- 1 三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による急性期医療の確保に関する連携協約は、令和6年3月31日までの間で、三田市長及び神戸市長が協議して定める日から施行する。
- 2 前項に定めるもののほか、三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による急性期医療の確保に関する連携協約は、令和5年6月三田市議会定例会議案第50号（令和5年6月30日議決）のとおりとする。